

ベンチマーク制度について (議論の背景)

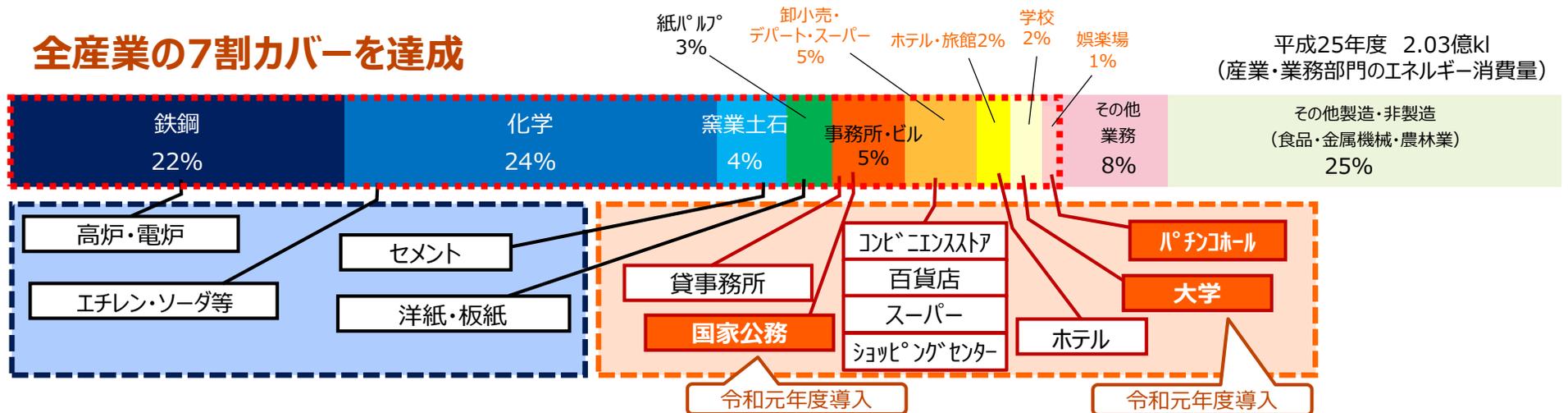
令和元年5月27日

資源エネルギー庁 省エネルギー課

ベンチマーク制度の概要

- ベンチマーク制度とは、原単位目標（5年度間平均エネルギー消費原単位の年1%以上改善）とは別に、セクター別にエネルギー消費効率の指標（ベンチマーク指標）を設定し、中長期的に目指すべき水準（ベンチマーク目標）を定めて達成を求めるもの。
- 平成21年度より、エネルギー消費量の大きい製造業から導入し、平成28年度からは流通・サービス業にも対象を拡大。昨年度の本WGにおいて、パチンコホール、大学、国家公務への導入方針を決定。今年4月1日に改正法令を施行し、全産業の7割カバーを達成。

全産業の7割カバーを達成



(参考) ベンチマーク制度対象業種 (1)

区分	事業	ベンチマーク指標 (要約)	ベンチマーク目標	導入年度	平成30年度定期報告 における達成事業者数
1 A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ/t以下	平成21年度	0 / 4 (0.0%)
1 B	電炉による普通鋼 製造業	上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量) と 下工程の原単位 (圧延量当たりのエネルギー使用量) の和	0.143kℓ/t以下	平成21年度	6/31 (19.4%)
1 C	電炉による特殊鋼 製造業	上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量) と 下工程の原単位 (出荷量当たりのエネルギー使用量) の和	0.36kℓ/t以下	平成21年度	4/18 (22.2%)
2	電力供給業	火力発電効率 A 指標 火力発電効率 B 指標	A指標:1.00以上 B指標:44.3%以上 [平成28年度まで: 100.3%以上]	平成21年度	32/79 (40.5%)
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの 工程における生産量 (出荷量) 当たりのエネルギー使用量の 和	3,739MJ/t以下 [平成28年度まで: 3,891MJ/t以下]	平成21年度	4/16 (25.0%)
4 A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ/t以下 [平成28年度まで: 8,532MJ/t以下]	平成22年度	3/18 (16.7%)
4 B	板紙製造業	板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下	平成22年度	6/32 (18.8%)
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量 (当該工程に含まれる 装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の 和) 当たりのエネルギー使用量	0.876以下	平成22年度	4/10 (40.0%)
6 A	石油化学系基礎 製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネ ルギー使用量	11.9GJ/t以下	平成22年度	5/10 (50.0%)
6 B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー 使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用 熱量の和	3.22GJ/t以下 [平成28年度まで: 3.45GJ/t以下]	平成22年度	6/22 (27.3%)

(参考) ベンチマーク制度対象業種 (2)

区分	事業	ベンチマーク指標 (要約)	ベンチマーク目標	導入年度	平成30年度定期報告における達成事業者数
7	コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	845kWh/百万円以下	平成28年度	9/19 (47.7%)
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下	平成29年度	39/234 (16.7%)
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下	平成29年度	19/81 (23.5%)
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下	平成30年度	-
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl/m ² 以下	平成30年度	-
12	貸事務所業	当該事業を行っている事務所において省エネポテンシャル推計ツールによって算出される省エネ余地	16.3%以下	平成30年度	-
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①文系学部とその他学部の面積の合計に0.022を乗じた値 ②理系学部と医系学部の面積の合計に0.047を乗じた値	0.555以下	平成31年度	-
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に0.061を乗じた値 ②ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.061を乗じた値 ③回胴式遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.061を乗じた値	0.695以下	平成31年度	-
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①と②の合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①面積に0.023を乗じた値 ②職員数に0.191を乗じた値	0.700以下	平成31年度	-

事業者クラス分け評価制度（S A B C 評価制度）における活用

- 原単位目標が達成できなくても、ベンチマーク目標を達成していれば、S 評価を受けることができる。

※ 努力目標：5年度間平均エネルギー消費原単位を年1%以上改善すること。

Sクラス 省エネが優良な事業者	Aクラス 省エネの更なる努力が期待される事業者	Bクラス 省エネが停滞している事業者	
【水準】 ① <u>努力目標達成</u> ※ または、 ② <u>ベンチマーク目標達成</u>	【水準】 Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者	【水準】 ※ ① <u>努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度比増加</u> または、 ② <u>5年度間平均原単位が5%超増加</u>	Cクラス 注意を要する事業者 【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

事業者クラス分け評価制度のメリハリのある執行

【Sクラス事業者への対応】

- 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。
- 2年連続Sクラス評価の事業者は、中長期計画の提出頻度が軽減される。
- 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金等の審査にて加点を実施。
(平成30年度より2年連続Sクラス評価に限定して加点)
- 2年連続Sクラス評価の事業者は、省エネ促進税制を利用できる。

ベンチマーク対象業種の目標達成状況

- 産業部門のベンチマーク対象事業者のうち、約半数が、ベンチマーク目標と原単位目標のどちらも達成できていない。

	①ベンチマーク・ 原単位目標 ともに達成	②ベンチマーク のみ達成	③原単位目標 のみ達成	④ともに未達成
1A：高炉	0%	0%	0%	100%
1B：電炉による普通鋼	3%	16%	26%	55%
1C：電炉による特殊鋼	6%	17%	33%	44%
3：セメント	25%	0%	31%	44%
4A：洋紙製造	6%	11%	22%	61%
4B：板紙製造	6%	13%	44%	38%
5：石油精製	30%	10%	20%	40%
6A：石油化学系基礎製品	10%	40%	30%	20%
6B：ソーダ工業	9%	18%	45%	27%
全体	9%	14%	32%	44%

※平成30年度定期報告をもとに計算。

昨年度の議論の振り返り

- 平成30年度第2回工場等判断基準WGにおいて、ベンチマーク制度の見直しの方向性として、以下の4点を提示。

※平成30年度第2回WG資料6より一部抜粋

1. ベンチマーク目標を真に「年率1%低減」に代わる目標とするには、ベンチマーク目標の達成すべき年度を明らかにしつつ、そこに向けた毎年度の取組を評価する新たな仕組みを検討すべきではないか
2. SABC評価制度の充実と合わせて、補助金などの支援策の効果的な活用を検討すべきではないか
3. 公平な制度となるよう指標設定のあり方を見直す必要があるのではないか
4. ベンチマーク指標・目標については、海外の取組状況も参考に検討する必要があるのではないか

<主なご意見>

- ベンチマーク目標と原単位目標は、その意味や主旨が違うもの。原単位目標をこのベンチマーク目標に取って替えるような話ではなく、両方あったほうがいいのではないか。
- SABC評価制度と支援制度を結びつけるべきではないのではないかと。SABC評価制度はまだ精度高くできていないと認識しており、また補助金は公平性が担保されるべきだと考える。
- ベンチマーク目標の未達成理由と原単位目標の未達成理由、その背景を理解した上での精査が必要。
- 海外の取組状況を参考にする必要はあるのではないかと。海外のエネルギー管理がどういうもので管理されているか。例えば、原単位か総量か、絶対値か相対値か、といったことが示されると、より突っ込んだ議論ができるのではないかと。
- 海外の情報あるいはデータが日本と同じスコープ・範囲において評価されているのか、明確にわからない部分があるので注意が必要。